

議会基本条例検討協議会（第12回）

平成24年10月12日（金）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1～3）

2 今後のスケジュールについて（資料4）

3 その他

午後0時59分 開会

傍聴人4名入室

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日は、開催通知で「前文」「議会の会期」「政務活動費」「議会事務局」「議会図書館」「予算の確保」「専門的知見の活用」を協議すると案内している。「前文」は3会派から案が出ているが、議論は次回にしたい。提出会派からは本日説明をもらいたい。未提出会派で案があれば次回出してもらいたい。

まずは、公明党から説明をお願いしたい。

【山田委員】 今なぜ議会改革なのか、今なぜ議会基本条例を策定していくのかという背景について述べている。

1段落目は、行政側も地方分権の流れが進んでいる中、議会もそのように対応していかなければならないという背景を述べている。

2段落目は、二元代表制の考え方を述べている。

3段落目は、議会の持つべき役割を2点集約して述べている。

4段落目は、議会を構成する議員一人一人がしっかり力をつけて、市民の負託に応えていかなければならないということを述べている。

【河崎会長】 次に明るいまらい・やまとから説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 初めて作成するので、他の自治体の条文等を参考にしながらまとめた。

1段落目は、今の地方議会の状況等を伝えている。

2段落目は、二元代表制のもと、しっかりとその機能を果たすということを記載している。

3段落目は、今大和市議会が抱えている課題であり、求められているものに対応していく必要があることから記載している。

4段落目及び第5段落目は、これまで大和市議会が取り組んできた議会改革に関する記載である。現在でも情報公開レベルはかなり高いと言われており、そういった成果をより拡大していくという意味も含めて記載している。

6段落目は、一番重要視している部分で、議会はまとまって初めて機能するもので、まとまらなければ議事機関として執行部との緊張関係を構築することはできない。また、その中で自由な討論等を行い、その内容等をどんどん発信して説明責任を果たす。また、議員だけの議会ではなく市民のための議会であるという点から積極的に市民参画を促し、市議会の活性化、透明性の確保に努めるという内容である。

結びの段落は、議会基本条例は議会のルールであり、それをつくったから議会改革が終わりではないという意味も込めて記載している。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動の案は、前文はなくてもよいとの意見もあったことから、また、あまり前文が長いと市民も読む気がしなくなるのではと思い、個々の目的は条文に委ね、極力シンプルにしている。また、ありきたりでない前文にしたいとの思いもあった。星印の部分は文案の説明である。

前文については次回以降に議論することとする。前文案を出そうと考えている会派はほかにあるか。

【窪委員】 日本共産党は、当初の段階から提案している事項が、要素案の1ページ目に記載されている。これをもっと膨らませてもよいと思っている。

【河崎会長】 前文として文章化して、次回までに出してもらえるか。

【窪委員】 前文という認識で提案したのではなく、前文にするかは論議が必要だが、冒頭に必要な文章として当初段階から出している。

【河崎会長】 現状資料2の前文の項目に記載されている文章で了解した。

本日の議論に入る前に、配付している資料について事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 本日の議論の参考にするため、条文のたたき台を作成し、それも配付している。

まず、前回赤嶺委員から提案のあった専門的知見の活用について、政策形成等の条文の第3項として案文を加えている。この内容は資料2の85で学識など専門的知見を有する者の活用として、神奈川ネットワーク運動も提案している。専門的知見の活用として別途条文を立てている基本条例もあるが、第3項として加えることでどうか。

【赤嶺委員】 政策形成は事務局だけでは負担が大きく、状況に応じていろいろな方法で政策形成を行う必要がある。どの条項にあるかより記載があることが大切である。

【河崎会長】 専門的知見の活用について別に条を設けている議会は、別途専門家による機関を設けるといった規定が見受けられる。本市議会ではそういう意見が出ていないところから、この程度に収めてはと見え条文化した。この条文で仮置きしてよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、前回事務局から地方自治法の一部改正について説明を受けた「議会の会期」の項目について議論する。地方議会の会期は、政務活動費とともに全国市議会議長会からモデル条文が追って示されるとのことで、その時に改めて議論したいと思うが、本日配付している条文のたたき台で仮の条文を示している。

これまで2つの方法があると述べてきたが、このような条文案としたのは、通年議会にした場合は議会の開催権が議会側になり、市長側から開催の要請が逆にあることで、開催の主導権を議会が握ることになる。その意味は大きい。第2項で定例会を定めることにより、市長側も定例会への出席を拒否することは難しくなると考える。今までどおり必要に応じて議長が臨時会を開催する形のほうがよいか、意見交換をしたい。

【中村副会長】 通年議会にする最大の意味は、議会側が議会を開催することができる権限を持つことだと思う。議会改革で議会の権限を強化しようということなのだから、ぜひ基本条例に規定すべきである。

【大波委員】 第1項と第2項の前後関係には、どういう意味合いがあるのか。

【河崎会長】 通年とするけれども、定例会を設けるということである。

【大波委員】 その意味合いがわからない。

【河崎会長】 まとめて一つの条にしたかったが、1つの項には途中で句点がつくことはないので、第2項にした。

【大波委員】 現状とどう変わるのか。

【議事担当係長】 会長が、現在ある「大和市議会定例会の回数を定める条例」や「大

和市議会定例会規則」の考え方を1条にした場合、このようになるのではないかと仮の条文を示している。総務省から出ている法律概要でも、条例により通年の会期とすることができるとする。条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするとある。条文の中で4月1日から1年間を会期とすると決めなければならないのかもしれないが、標準の条例案がまだ示されていない中で、会長は大きな考え方として通年議会を選択するとのことで仮の条文を示していると考ええる。

【河崎会長】 議会の開会の権限を議会側が持つべきという考え方に基づいている。

【大波委員】 365日、議会が開催したいと申し出ればいつでも開催されるという通年か。

【河崎会長】 定例日を定めることによって、市長側にもこの期間は義務であると念押ししたい。

【議事担当係長】 総務省の法律概要では、通年議会を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。長等の議場への出席義務は、定例日または議案の審議に限定するというものであり、通年にしたら365日では市側のスケジュールが立たないので、その中で現状の会期と同様の考え方である定例日を定めることが規定されている。

【窪委員】 現状、市長が提案した議案が4回の定例会で審議されている。そのほかに365日、議長が議会を招集する権限を持つと決めればよいのではないか。

議員が議会を招集するのは、何割の請求が必要であったか。

【河崎会長】 第3項として、議員の何分の一から請求があったときは、議長は開催しなければならないと改めて規定したほうがよいということか。

【窪委員】 地方自治法の許容範囲で入れたほうがよい。通年議会にしても現状とあまり変わりはないと思うが、議長が招集権を持つことが大きく変わる。

【議事担当係長】 議長への臨時会の請求権の付与が平成18年の自治法改正であった。議長は議会運営委員会の議決を経て、長に対し臨時会の招集を請求できると改正された。

【窪委員】 議運の議決を経れば、議長の権限で開催できるということか。

【議事担当係長】 議運の議決を経れば請求はできるが、長は応える義務はなかった。今回の改正で、長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができると改正された。

【河崎会長】 窪委員が述べているのは、議員が何人か集まれば議長に請求できるということではないか。そういった内容も規定するかは、モデル条文が示された段階で改めて議論することでどうか。

【井上委員】 定例日を設けて、定例日には理事者側はすべて出席する義務があると明記するのか。

【河崎会長】 通年議会は1年中議会を開催しているというイメージになるが、定例日を規定することにより、今までと変わっていないというイメージを強くしてもらいたい。

【井上委員】 通年議会だと予定が組めないという理由で理事者側が半分くらい来ないといったことがないように、定例日を規定するということか。

【河崎会長】 議長がのべつまくなしに招集しては、議員側も予定が立たない。定例日は今までどおりこれだけであると規定する。

【井上委員】 出席を義務化するというよりは、今までどおりであるという程度の規定か。

【河崎会長】 ただし、議会はいつでも開会できる。

【議事担当係長】 窪委員から確認があった議員の議会の招集だが、自治法第101条第3項で、「議員の定数の四分の一以上のものは長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」と規定されており、本市議会では7名以上となる。

【赤嶺委員】 議運に諮って請求することと、7名集めて請求するという2ルートがあるということか。

【議事担当係長】 そのとおりである。今回の自治法改正では「議長等」の臨時会の招集請求に対して長が請求しないときには、議長が臨時会を招集できるとの改正で、議員の四分の一以上の請求に対し、長が開かない場合もここに含まれる。

【赤嶺委員】 会議を開きたい人がどちらかを選択して求めることができるのとらえてよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 議運に諮って開催を求めると、議運の決定は全会一致でありハードルが高くなる。それであれば7名集めたほうが早いとなりかねない。開催の方法を一度検討したほうがよい。

【事務局長】 議長が招集する場合と議員が招集する場合で、わけて考えてもらいたい。議長が招集する場合は議運に諮ることになるが、議員が招集を要求する場合は四分の一の人数が必要になる。

【山田委員】 現状ではそうだが、通年議会になった場合は議長に招集権があるので、請求する相手は議長になる。

【窪委員】 基本的には首長が招集するが、首長が拒否した場合は議長が招集できる。

【河崎会長】 通年議会になったという仮定で議論をしたい。第1項で通年議会にして、第2項で定例日を規定し、第3項で窪委員の意図していることを付け加えるとどのような条文になるか。

議長に招集してくれと議員側から提案できるのは、議運に諮るルートと四分の一以上という2つのルートがあると整理してよいのか。

【議事担当係長】 先ほど述べたのは長が開会の権限を持っていて、そこに対して請求する場合の話である。通年議会にすれば議長が招集権限を1年間持つことになるので、それに対して議会が議長に請求するという規定は、今回の改正ではない。

【河崎会長】 条例で定めることはできるのか。

【窪委員】 法律の規定をあえて条例で定めることはない。

【河崎会長】 今の法律の規定は、あくまでも市長に開催権限があるという前提のもとでの規定ではないのか。通年議会にした場合は、四分の一という規定が効かなくなるのではないのか。

【窪委員】 法律が要請していることは、首長も議長も議会を招集できるということである。法律の規定があるから担保されている。

【河崎会長】 この辺りの解釈は全国市議会議長会の見解を待ってから議論したほうがよいと思うので、一たんこのたたき台の条文で仮置きすることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「政務活動費」の項目について議論する。政務活動費については今回の自治法改正により、9月5日から6カ月以内に改正内容が施行され、「大和市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正する必要があるが、そのことは本協議会の役割ではない。政務活動費の使途が広がったことに関しては、代表者会などでの検討に委ねることになるので、基本条例では政務活動費に対する基本的な考え方などを規定すると考え、たたき台を示している。この件についても、市議会議長会の見解が出たのち、改めて議論することになると思うが、現状での条文案を示している。

第1項では、実際は執行機関から交付されているが、議会は必要な予算の確保に努めるという条文のたたき台もつくっているので、議会を主語にしてもよいと判断した。

第2項は、義務規定にしている。

【事務局次長】 第1項は、交付するのが議会との案であるが、政務活動費は長が交付しているので、議会を主語にするのはいかがか。

【河崎会長】 議会予算の中から交付しているのではないのか。

【事務局次長】 予算は議会費だが、議会費自体の執行権限は長である。

【河崎会長】 本日は「予算の確保」の項目も議論する予定で、「議会は予算の確保に努めるものとする」とたたき台をつくっている。

【事務局次長】 この条文案も主語は長になるのではないか。

【河崎会長】 同様の条文は他自治体の基本条例でも見受けられる。議会は予算の確保に努めて、その中から政務活動費を交付していると考えerほうが適切な整理であると考えた。

【事務局次長】 予算の確保はともかく、政務活動費はいかがかと考える。

【窪委員】 政務活動費が法律に位置づけられた時、額をどうするか市長と交渉しており、議会に出した額より低い額となった。歳費はきちんと規定されているので義務的に支出されるが、政務活動費は当時の議長と市長で協議して月額35000円と決まったが、それが文書化されているのか。毎年月額35000円は保障されているのか。

【事務局次長】 条例で月額35000円と規定されている。

【河崎会長】 条例に規定されているので、市長の裁量で減額することはできない。政務調査費の交付に関する条例第4条に額等が規定されている。

【山本委員】 この条例は法律に基づいて策定されたと思うが、それ以前も名称は違うと思うが、議会費から同様の使途で出ていたお金があったと記憶しているが、市側との話し合いにより月額35000円となり条例に規定されたのか。

【議事担当係長】 以前は市の要綱に基づいて、市政調査研究費という名称の交付金が交付されていた。月額20000円であった。平成13年に政務調査費が法律の規定により条例をもって交付されることとなった。当時は閉会中の委員会出席に日当が出たりしたが、そういうものを廃止して、財源構成を見直し政務調査費に組み替えて、長に予算要求をして現在の月額35000円となっている。条例制定の際には議会運営委員会で審査され、参考人を招致し、各層からの意見をいただいた上で議決された。

【赤嶺委員】 市長の諮問機関である特別職報酬等審議会では、政務活動費も審議されるのか。

【河崎会長】 審議されない。

【窪委員】 当時は、代表者会で全会一致により額を確認した。その結果を持って議長と市長が交渉したが、金額が削られた。議長と市長との合意に基づいた月額 35000 円で条例案を作成し、議会運営委員会でも参考人を招致して審査され、条例が制定された。

【中村副会長】 市長が予算を執行する中で政務活動費を払っているから、議会を主語にするのは難しいということか。

【事務局次長】 語尾が政務活動費を交付するとなっているので難しい。

【河崎会長】 支給するであればどうか。

【中村副会長】 自治法では普通地方公共団体が主語になっている。議会を主語にするのが駄目なら市を主語にしてはどうか。議員の政務活動費を市長が交付するというのはいかがか。

【山本委員】 政務活動費を交付するとの言い方がネックになるなら、政務活動費について定めるといふ言い方にすれば、議会を主語にできるのではないか。

【事務局次長】 交付するといふ述語でなければ、議会を主語にするのが妥当な場合もあるが、この条文案では主語は議会ではない。事務局の認識では、交付するでは主語は長であるが、市側の法制担当とも調整したい。

【河崎会長】 調整の余地はあるのか。

【事務局次長】 確認してみたい。

【河崎会長】 交付を語尾にするのは問題があるかもしれない。

【事務局次長】 このままの条文案で成り立つのかは確認したい。

【中村副会長】 市を主語にする場合はどうか。

【事務局次長】 それを含めて確認したい。

【河崎会長】 「市」には市民も議会も執行機関も入っていると自治基本条例で規定されており、明確な表現ではない。そこの解釈にもよる。

【窪委員】 議会予算を執行する責任者は議長でよいか。

【事務局次長】 市長である。

【窪委員】 議会予算の中で流用することもあると思うが、それも市長か。

【事務局次長】 それもすべて市長の権限である。

【窪委員】 予算に対しては、議長は全く権限がないのか。

【事務局次長】 議員の報酬も含め市長が執行している。

【山田委員】 政務活動費の交付について、ここで規定する必要はない。政務活動費については条例及び規則で別に定めるとして、公開については大事な部分であり第 2 項で規定することでよいのではないか。

【井上委員】 主語は政務活動費か。

【山田委員】 そのとおりである。

【井上委員】 そのほうがすっきりする。

【河崎会長】 条文はどのようになるか。

【山田委員】 政務活動費が交付されることは地方自治法、他の条例で決まっているので、あえて交付するといふ内容を基本条例に入れずに、「政務活動費については条例及び規則で別に定める」と規定する。

【河崎会長】 条例及び規則で別に定めるが第 1 項で、第 2 項で「会派及び議員は」となるのか。

【山田委員】 公開に関しては大事なことなので、規定の仕方はともかく、第2項で定める。

【河崎会長】 地方自治法では政務活動費は出すことができる規定で、政務活動費がない議会もある。政務活動費を出すことを、何らかの形で規定したいということもある。

【井上委員】 政務調査費の交付に関する条例で、月額 35000 円を交付すると規定している。そこで定められているのでよいのではないか。

【河崎会長】 基本条例で政務活動費の使い方、公開の仕方の考え方の原則を規定したい。

【井上委員】 そのことは第2項と第3項に規定されているのではないか。

【河崎会長】 冒頭の一番基となる条文をどうするかで悩んでいる。一番最初から別に定めるとの規定はいかがか。

【大波委員】 政務活動費の位置づけは規定しないとおかしくなる。

【河崎会長】 地震のようなので暫時休憩する。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時01分 再開

【河崎会長】 ここで規定したかったのは、「会派及び議員の調査研究活動等に資するため」を政務活動費の説明として入れたいこと。それを有効に活用すること。用途について説明責任を果たすこと。議長は公開をしなければならないこと。そして別に条例で定めることを一つの要素として考えている。議会が交付することにこだわっているわけではない。茅ヶ崎市は長文で規定している。川崎市は規定していないようである。

【山田委員】 松本市は、「政務調査費の交付に関する条例の規定により交付を受けた会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない」という規定の仕方である。会津若松市は「会派の代表者は、政務調査費の交付に関する条例の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとする」という規定の仕方である。

【河崎会長】 議会基本条例があって、その下にその考え方に基づいてそれぞれの条例があると考えている。よって、最後に他の条例で詳しいことは別に定めるという構成にしたい。今までの仮置き条文もそのようにしてきたつもりである。よって、引用するなら地方自治法の規定としたい。法律、議会基本条例、個別条例となるのではないか。

【井上委員】 それは基本条例に最高規範性があるという前提ではないか。

【河崎会長】 市の計画でも基本計画が基になり、さまざまな個別計画がある。同様に条例でも基本的なものがあって、それに連なる個別条例があるとの考えで、どちらが最高規範かという議論をしようと思っているわけではない。幹と枝という体系になると考える。

【窪委員】 地方自治法を引用すればよいのではないか。

【河崎会長】 ただ、今まで仮置きしてきた条文では、あまり地方自治法を引用しない形にはしてきた。

【赤嶺委員】 このままの案文を生かすのであれば、語尾を変える必要があるのではないか。

【河崎会長】 語尾を変えればよいというわけではないというのが事務局の見解である。

【赤嶺委員】 事実として市長が交付しているので、議会を主語にすることにこだわる必要はない。大事なの中身である。

【河崎会長】 第1項は「政務活動費は、会派及び議員の調査研究活動等に資するため交付される」とし、第2項から第4項は条文案のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会事務局」の項目を議論する。3会派から提案があったが、たたき台の条文で意図は汲んでいるか。

【中村副会長】 新政クラブは、将来的には議会が直接法制職員を雇用し、議会事務局が法制局の役割もしっかり果たすことによって、議員の立法能力をサポートするという意味で提案したが、現時点で年間そんなに議員立法があるわけではなく、法制担当を専門的に置くのは大変なことのようであるので、現時点ではこの条文でよい。

【河崎会長】 厳密に言うと事務局も市長の職員なので、議会を主語にするのは矛盾があるかもしれない。

【議事担当係長】 議会事務局の任命権者は議長である。

【河崎会長】 実際に人を選んで任命できるのか。

【事務局次長】 直接指名するのは難しい。

【河崎会長】 与えられた職員を任命しているということか。

【事務局次長】 事務局長が事務局の機能を高めるための人材を引っ張ってきている。

【窪委員】 主語は議会事務局では駄目なのか。

【河崎会長】 事務局の機能の充実は、議長の権限である。

【窪委員】 議長が議会を補佐するために任命しているので、事務局は議員をサポートする。

【河崎会長】 事務局を主語にして、別途自らの意思で充実に努めるとなると問題も起こるかもしれない。

【窪委員】 問題が起こるのか。

【事務局長】 議長と考え方がずれるということが出てくる。事務局は議長の補佐機能で、あくまでも議長の命を受けて活動する。

【河崎会長】 事務局で何かあれば、議長の責任になるということか。

【事務局長】 議会活動すべてが議長の責任となるが、そのとおりである。

【赤嶺委員】 議会が職員を直接雇用することは現行法では可能なのか。

【事務局次長】 できなくはないと思う。ただ予算の裏づけ等も考えると難しい問題である。

【赤嶺委員】 事務局職員の給与も市長が支給している。議会が有能な人を直接雇用して、その人に市長が支給しても同じことである。議会が直接雇用した職員を置くことはよい考えである。

【事務局長】 条文案では「議員の政策立案機能の向上のため」とあるが、政策立案機能の向上だけを事務局が行うわけではないので、この規定によりほかのことができなくなるのではないかと思うので、その点を議論してもらいたい。

【赤嶺委員】 事務局では、このような条文がよいというものはあるか。

【事務局長】 この条文案を参考にするのであれば、先ほどの部分を削除してもらえれば、広く読むことができる。

【山本委員】 「議員の政策立案能力の向上も含めた議員の議会活動を補佐」ではどうか。

【事務局長】 議会活動全般を補佐していかなければならないのに、あえて「政策立案能力の向上も含めた」と抽出する意味合いが理解できない。

【山本委員】 主となるのは議員の議会活動の補佐で、その中には政策立案能力の向上も含まれる。主となるのは議員の議会活動の補佐とはとらえられないか。

【事務局長】 何々を含めたとあえて強調することにより、そこの規定に目がいつてしまう。

【河崎会長】 現状の事務局の活動として、議員の政策立案能力の向上のところは余り動けていない。議会活動全般の補佐をしているとの印象を持っている。

【山本委員】 含めたとしたときに、含まれる割合は読む人の主観で変わる。

【河崎会長】 政策立案能力の向上を規定したいのか。

【山本委員】 規定したほうがよい。現状では割合は低いですが、本来はもっと高めていかなければならないという意味を込めて残しておいたほうがよい。

【赤嶺委員】 後半部分で「議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実」とあり、ここに政策立案能力も入っているのではないかと。よって、あえて記載する必要はない。

【河崎会長】 「議会は、議員の議会活動を補佐する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする」との条文で仮置きすることによってどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会図書館」の項目を議論する。多くの自治体の議会基本条例で図書室機能充実の条項がある。議会図書室は地方自治法の規定により設置されており、資料3の議会図書室規程を含め、事務局に説明を求める。

※議事担当係長から、地方自治法第100条第16項から第19条まで及び大和市議会図書室規程について説明。

【河崎会長】 地方自治法の規定により議会図書室は設置しなければならないが、現在あまり活用されていないのではないかと。

【大波委員】 資料がないからである。

【河崎会長】 議員と議会事務局しか使えない図書室を充実するよりも、市民一般に開かれた市立図書館を充実していくほうが望ましいという考え方もある。

【大波委員】 市立図書館にも資料がない。

【河崎会長】 そこを充実させるということで、あえて基本条例で議会図書室に関する規定をしなくてもよいとの考え方もある。

【大波委員】 滋賀県にある全国市町村国際文化研修所に行った時、書籍がある部屋を見たが、資料の量が全く違う。あのレベルの議会図書室がほしい。では市立図書館にあるかということと全くない。議員は政策立案が重要だと言われるが資料がない。まずは議会図書室の資料を何とか整備してもらいたい。

【河崎会長】 大和駅東側第4地区に予定されている図書館の図書にはタグがつくので、一発検索ができる。そういうところに期待したい。

【赤嶺委員】 職員は資料を探すとき、どこでどのように探しているのか。

【議事担当係長】 他自治体の例規や国の法令は、インターネットで調べている。各省庁などの資料もかなりインターネット上に掲載されている。資料の活用については、インターネット上のものをかなり活用している。

【河崎会長】 確認だが、議会図書室は議員と事務局職員のためにあり、一般職員は利用できないということか。

【山本委員】 議員と事務局職員だけしか利用できないのは、図書室規程に規定があるからなのか。地方自治法の規定によるのか。

【議事担当係長】 図書室規程による。地方自治法第100条第19項に「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる」と規定されている。できる規定であり、選択は各市議会で分かれてくる。

【山本委員】 規程を改正すれば一般市民も利用できるようになるのか。

【河崎会長】 そういうことである。

【中村副会長】 政府刊行物等を保管する場所として議会図書室を設けなければならないと法律で決まっているので、大和市議会に議会図書室を置かないという選択肢はない。どの程度充実させるかだが、たとえ議会図書室を市民が使えるようにして充実させても、あまり利用はされないだろう。それなら議員も含め市民誰でも使える市立図書館を充実させるという考えと、設置しなければならない議会図書室をさらに充実させるという考えと、インターネットで情報収集できるのでそれを活用し、議会図書室は保管する意味で利用するという考えがあり、基本条例に条文としてどの程度盛り込むかである。

【河崎会長】 他市の議会基本条例で議会図書室の規定があるものは、図書の充実に努めると規定されている。しかし、努めなければいけないのかということがある。自治法の規定では「議会は、図書室を附置し」とあり、第4地区の図書館に議会図書室を設けることでは要件を満たせない。議会図書室を充実させるという考え方もあるが、別のところで開かれた図書館を充実していくほうが重要かもしれない。

【大波委員】 第4地区の図書館を充実させようと議会が考えても、市側は全体の計画の中でどうしようという考え方しかなく、無理である。

【窪委員】 職員はどこかと契約して、定期的に資料をもらっているのではないか。そういうものを図書室におけば、議員も全国的な先進事例を見て認識が深まる。

【事務局次長】 そういう資料は承知していない。どのような資料であるか。

【窪委員】 議員のところにも民間から購入依頼が来る。全国の自治体に関連する新聞の切り抜きなどが載っている。

【河崎委員】 「自治体情報誌ディーファイル」のような冊子か。

【窪委員】 議員にも購入依頼が来るが、職員は別のルートで契約を結んで、定期的に情報をペーパーで得ている。そういうものを揃えれば図書の充実になる。

【河崎委員】 議会図書室を規定するなら充実するとしか書けない。

【大波委員】 それでよい。

【赤嶺委員】 充実では非常に漠然としてわかりづらい。例えば28名の議員のうち5名しか見ない本をたくさん揃えることが充実なのか。そういう点からも考えて結論を出す

必要がある。

【河崎委員】 若手議員は、図書館よりはインターネットを利用することが多いのではないか。

【赤嶺委員】 図書も利用する。政務調査費もあり図書は購入できる。インターネットの通販サイトで検索すれば、図書館に行くより早く手に入る時代である。いろんな本を購入して図書室に配架すると、スペースの関係で厳しいのではないか。

【河崎会長】 全議員にとっての図書の充実は本当に無理だろうと思う。

【中村副会長】 塩尻市のエンパークのように、市民が使える中央図書館に議会のいろんな情報を置くことにより、開かれた議会となる。議員だけが使う図書室にお金をかけることは、閉鎖的な議会という感じがしないか。議員だけが使う図書室を充実する必要性がわからない。

【山本委員】 先ほどの地方自治法の「附置」とは、議会がある建物になければならないのか。離れたところが駄目なら、分室という考え方はできないのか。

【河崎会長】 第4地区の図書館を議会図書室の分室と位置づけるのか。

【山本委員】 その分室を充実させ、図書室規程を改正して、市民も使えるようにする。市民からすればワンコーナーとして充実した資料がある。

【河崎会長】 わざわざ分室という位置づけにしなくてもよいと思うが、そういうことはできるか。

【議事担当係長】 「附置しなければならない」としか規定がない。法律的に最低限何のために図書室を置くのかというと、政府には官報及び政府刊行物、都道府県には公報及び刊行物の市町村議会への送付が義務づけられており、それを市町村議会は図書室を附置し保管して置かなければならない。法律が求めているのはこの保管で、そこから先は各議会の任意の考え方になる。

【河崎会長】 大波委員は第4地区の図書館でそういうものが充実するかは行政側の考えと述べたが、今出ている基本設計では地域の書籍その他を集める地域のコーナーが一つの特徴として出ている。そこの辺りに議会の部分が配架されてもよい。

【大波委員】 市側は郷土の関係の資料はきちんと展示したいと言っている。ただ、議会関係までは言及していない。これからの市の図書館施策にもよるが、蔵書は40万部とのことで圧倒的に少ない。豊田市は百何十万部ある。充実に努めると規定すればよいのではないか。

【河崎会長】 地方自治法に規定はあるが、図書室という項目を設けて図書の充実に努めると規定するということか。

【大波委員】 最低限そのくらいは規定すべきである。

【赤嶺委員】 議会関係の文書の充実でどうか。

【河崎会長】 もちろん議会関係である。

【窪委員】 官報も大事だが、先ほど述べた職員が定期購読している資料などが展示してあれば、議員の議会活動がより幅広いものになっていく。そういう資料の整備は必要である。

【中村副会長】 「充実に努めるものとする」と規定することでよいのではないか。

【河崎会長】 条文としては、第1項「議会は、議会図書室の充実に努めるものとする」第2項「議会図書室は市民等にも公開できる」となるか。この線で、次までにたたき台

をつくってくる。

次に「予算の確保」の項目を議論する。たたき台の条文を二通りつくっている。他市の議会基本条例では議会を主語にするものが多かった。市長を主語にした条文案は、「必要な予算措置を行うものとする」ではなく、「必要な予算を確保するものとする」でもよい。その場合の見出しは「予算の確保」となる。予算の編成権は市長なので、議会を主語にすると努力規定となる。

【井上委員】 「市長が必要な予算措置を行う」だと、人によっては必要ないとならないか。

【河崎会長】 必要ないと思う市長が現れるかもしれないことを念頭に置いて定めるということか。

【中村副会長】 「十分な」ではどうか。予算編成し提案するのは市長であるが、決定するのは議会である。こんな小額の議会費では活動できないとの理由で、予算を否決、修正するということもできる。議員報酬を上げてくれと言っているわけではない。議会報の紙面を1枚ふやしたり、タブロイド版からA4版にしたりするお金もない。これできちんと市民に報告できるかと考えたとき、決定しているのは議会である。市長が予算をつけないと言っても決めているのは議会だと言われる。

【窪委員】 予算は否決できるが、議会報の予算をふやす修正はできないのではないか。

【事務局長】 増額予算の部分は実際には難しい。

【窪委員】 否決はできるが、議会費の増額を求める修正案は難しい。仮に議会費の部分だけ100万円増額すると全会一致しても、現実には難しい。

【河崎会長】 現状その前段で、全会一致で議会費の増額措置を求めるということをやっていない。

【井上委員】 議会費は特例市の平均を維持すると規定することはできないか。

【事務局長】 予算編成は、必要なものを積み上げ要求する形になるので、なぜ平均値が必要なのか、平均という意味合いが通らないのではないか。

【河崎会長】 それぞれのまちにそれぞれの総合計画があり、それを実現するために積み上げている。A市の総合計画とB市の総合計画の平均値という考えはないと思う。

【窪委員】 議会報の件については、予算の上乗せがなかなかできないと議会報編集委員会正副委員長から聞いていたので、総務常任委員会で予算措置できないかと質疑した。そういう間接的なことしかできていない。それを事務局の智恵も借りながら、実を勝ち取っていく方法を見つけ出すということだと思う。

【赤嶺委員】 副会長の意見とまったく同感である。議会が行う活動に係る費用が非常に少ない。議会報ではA4版に変えるのか、タブロイド版でやっていくのか、限られた予算の中、委員が智恵を絞って検討しているが、市側の広報はA4版で月2回発行している。その予算はあるのに、議会報をA4版にする予算はないのはどうかと思う。議会基本条例をつくってさまざまな活動を行っていきと仮定すると、今の予算では足りなくなることが予想できる。そういう意味からもしっかりと十分な予算措置を受けるということは必要である。よって、「予算の確保」では「必要な予算の確保に努めるものとする」を「行うもの」に変更し、「予算措置」では「必要な予算措置」を「十分な予算措置」に変更したほうが、議会が要求していることがより強く伝わる。

【河崎会長】 「予算の確保」は「議会は、二代表制としての機能を充実するために

必要な予算を確保するものとする」でどうか。

【中村副会長】 より強い表現となって、よいのではないか。

全 員 了 承

【河崎会長】 今まで予算折衝を議員が一致団結してやってきていない。

【井上委員】 以前から議席マイクをずっと予算要求してきて、必要ないと判断されてきている。

【河崎会長】 議会全体としての意見ではなく、個人の意見になっているからである。

【井上委員】 過去にそういう要求をしてきていると先輩議員から聞き及んでいるが、全然実現しないとのことである。それを条文化することによって、やらざるを得ないような状況にできればしたい。

【大波委員】 そのとおりである。

【事務局次長】 一問一答式について本協議会で検討中であるので、来年度に向けては現状予算計上を考えていない。どのようにやるのかはっきりと決まらなると予算の積算もできない。本協議会でどのようにやるか決まるまでは先送りしているのが現状である。委員会のインターネット中継については、本会議のインターネット中継で使っている機器を活用して、余りお金をかけない形で実施が可能という見込みが立ったので、それを先行して予算要求していくと考えている。

【井上委員】 本協議会でやり方がきちり示せば、予算を確保するということか。

【事務局次長】 議会事務局としては予算要求をしていく。それに対して予算がつくかは全体の状況を鑑みて査定がされる。

【赤嶺委員】 議会費にお金をかけたくない市長であれば削られる。全体を見てその中で配分というのは違和感がある。

今までどのように議会費の要求がまとめられて市側に要求されているのか。

【事務局次長】 議会費も含め、新規に充実させる事項は7月のサマーレビューで頭出しをして、そこである程度の方向性が示されたものについて、10月に予算計上をしていく。ただし予算計上をしても必ずしも予算がつくわけではない。それ以外の通常にかかる経費は10月に予算計上するが、その時の市の財政状況に鑑みて、何%のマイナスシーリングと示されてくるので、それぞれの担当課でマネジメントする。議会費の中で余り執行状況がないものについては予算を削ったりして示されたマイナスシーリングをクリアする形で予算要求をする。よって、予算を充実することは現行難しい。

【赤嶺委員】 例えば議会予算委員会のようなものをつくり、予算要求に議会が関わることはできるか。

【事務局次長】 今回の委員会のインターネット中継も代表者会で了承され、ある程度実施が可能だという見込みが立ったので、予算計上の作業に入っている。

【中村副会長】 条文上の記述はこれでよいが、議会の予算要望は、何々部が市長に予算要望するのとは話が違う。二元代表制の一翼を担う議会が市民からの負託に応えるための議会活動をするための議会費である。決定権は議会にあるのにそれを十分に行使していない。削りに削っても、それでも足りない部分はしっかりと要求する。十分な確保をすることは必要で、赤嶺委員が述べた強い条文は必要である。

【古谷田委員】 過去大和市で議会費が足りなくなったことはあるのか。

【事務局次長】 昨年、共済費の制度が見直されたことにより補正予算を組んでいる。

【古谷田委員】 予算が足りなくなったら請求はできるのか。

【事務局次長】 法や制度が変わって、それが必要だとの理由が立てば、財政部局も補正に応じるが、かなり厳しく査定される。

【河崎会長】 昨年の補正予算は外からの大きな力により組まざるを得なかった。議会からの個々の要求ではかなり難しいということである。

2. 今後のスケジュールについて

【河崎会長】 当初、12月25日までに仕上げる予定であったが、今の進行状況では難しくなっているので、新たな予定について議論をしたい。資料4に記載しているが、新たに1月15日と29日にいずれも13時から日程を追加している。

11月2日の代表者会で中間報告をする予定であり、そこで2月以降のスケジュールについても了解をもらいたいと考えている。2月の代表者会で最終報告をして、パブリックコメントを4月1日から30日あたりまで、市民説明会を4月の半ばあたり、5月に市民説明会やパブリックコメントの意見を受けて、再度本協議会で条文の修正を検討した上で、6月定例会1週間前の議会運営委員会に議案を出して、6月定例会で審議するというスケジュールを考えている。これでよろしいか。

全 員 了 承

3. その他

【河崎会長】 ほかになければ、本日は以上で終了する。

午後3時09分 閉会